10　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成25年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成25年４月１日　　人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成25年度法務省専門職員（人間科学）採用試験

2　試験の区分　矯正心理専門職Ａ、矯正心理専門職Ｂ、法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官

3　対象官職　係員の官職のうち、次に掲げる官職

⑴　少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職

⑵　法務教官の官職

⑶　保護観察その他更生保護に関する業務に従事することを職務とする官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として下記のとおりであるが、平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額を減じて支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
矯正心理専門職Ａ 矯正心理専門職Ｂ 法務教官Ａ 法務教官Ｂ	公安職俸給表㈡	１級21号俸　195,700円
法務教官Ａ（社会人） 法務教官Ｂ（社会人）	公安職俸給表㈡	１級21号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。
保護観察官	行政職俸給表㈠	１級25号俸　172,200円

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」

ア　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた男子

イ　平成４年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　試験の区分「矯正心理専門職Ｂ」

ア　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた女子

イ　平成４年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑶　試験の区分「法務教官Ａ」

ア　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた男子

イ　平成43年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成26年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑷　試験の区分「法務教官Ｂ」

ア　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた女子

イ　平成４年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成26年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑸　試験の区分「法務教官Ａ（社会人）」　昭和48年４月２日以降に生まれた男子（⑶アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑹　試験の区分「法務教官Ｂ（社会人）」　昭和48年４月２日以降に生まれた女子（⑷アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑺　試験の区分「保護観察官」

ア　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者

イ　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成26年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成25年６月９日（日）

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年７月２日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（以下「人事院事務総局等」という。それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。